（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十二条」を「第百三十三条」に改める。

第九十九条中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　第百三十三条第一項の規定による情報の提供及び勧奨並びに同条第二項の規定による情報の提供の求め

第百三十二条の次に次の一条を加える。

（被保険者及び被保険者であった者に対する情報の提供等）

第百三十三条　厚生労働大臣は、被保険者及び被保険者であった者に対し、必要に応じ、年金たる給付を受ける権利の裁定の請求に係る手続に関する情報を提供するとともに、当該裁定を請求することの勧奨を行うものとする。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による情報の提供及び勧奨を適切に行うため、被保険者であった者その他の関係者及び関係機関に対し、被保険者であった者に係る氏名、住所その他の事項について情報の提供を求めることができる。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

告　示

○法務省告示第十号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十五年一月二十六日から効力を生ずる。

平成二十五年一月九日

法務大臣　谷垣　禎一

秋田県鹿角郡小坂町長

○外務省告示第六号

平成二十四年十二月十八日にダカール（セネガル）で、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がガンビア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億千万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　深田博史在ガンビア大使（セネガルにて兼轄）

ガンビア側　アミナタ・ドラメ在セネガル　ガンビア高等弁務官事務所臨時代理大使

平成二十五年一月九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第七号

平成二十四年十二月二十日にアビジャンで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がコートジボワール共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億七千万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　井上進在コートジボワール大使

コートジボワール側　シャルル・コフィ・ディビ外務大臣

平成二十五年一月九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第八号

平成二十四年十二月二十一日にリーブルビル（ガボン）で、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億四千万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　小林正雄在サントメ・プリンシペ大使（ガボンにて兼轄）

サントメ・プリンシペ側　ナタリア・ペドロ・ダ・コスタ・ウンベリナ・ネト外務・協力・共同体大臣

平成二十五年一月九日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　青森県北津軽郡中泊町大字深郷田字甘木一五九から一六一まで、一六二の一から一六二の三まで、一六三、一六四の一から一六四の三まで、一六五、一六七、一六八、一七〇、一七三、一七五の二、一七六から一八三まで、一八五の一、一八六の一、一八六の二、二〇〇、二〇一、二〇三から二〇七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字二手二二二二の一〇（次の図に示す部分に限る。）、二二二二の一四、二二二二の一五、二二二二の一七（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県南佐久郡南牧村大字海ノ口字二手二二二二の一〇、二二二二の一四から二二二二の一七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字二手二二二二の一〇（次の図に示す部分に限る。）、二二二二の一四、二二二二の一五、二二二二の一七（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡辰野町大字小野字駒沢五九八五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）